平成２７年（フ）第５９４号
大阪府東大阪市加納１丁目５番11号　グランドハイツクモン608号
債務者　加藤　洋美
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６１１号
大阪市住吉区苅田１－７－９－202、住民票上の住所奈良市中町4048番地の２
債務者　三宅　国夫
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６３１号
大阪府東大阪市大蓮南１丁目４番15号
債務者　渡辺留美子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８０８号
大阪府東大阪市横枕12番27―106号、前住所大阪府大東市諸福６丁目１番９号
債務者　山本　和恵（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８６８号
大阪府大東市御供田４丁目１番25号、前住所大阪府東大阪市北石切町14番４号
債務者　瀬川　雅弘
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８７７号
大阪府門真市石原町19番11号　中井文化
債務者　石原　明子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９４０号
大阪府東大阪市岩田町４丁目１番１号　サンシャイン２－２Ｂ号
債務者　西村　俊一
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９５９号
大阪市此花区高見２丁目５番26号
債務者　矢野美榮子（旧姓新居）
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９６０号
大阪市生野区小路２丁目14番19号　ティ・ソフィア301号
債務者　宮崎　　孝
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９６２号
大阪市淀川区西中島４丁目11番11号　村川マンション413号
債務者　前　　金一
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９６５号
大阪府豊中市服部元町２丁目１番12―404号
債務者　塚原　聖人
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９６７号
大阪府枚方市田口山１丁目21番10―403号
債務者　河合　孝裕
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９６８号
大阪府枚方市田口山１丁目21番10―403号
債務者　河合　順子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９７７号
大阪市旭区大宮１丁目10番３号
債務者　美並　貞雄
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９８２号
大阪府八尾市曙町４丁目50番地の１　曙フラッツ403号
債務者　曽谷　光宏
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５号
大分県竹田市大字会々2289番地１　工藤アパート
債務者　大久保千恵美
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第６号
北海道日高郡新ひだか町静内本町５丁目１番５―103号
債務者　伊藤　香里
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
新潟市秋葉区新津本町２丁目９番13号、前住所東京都中野区東中野１丁目54番２号　ラポルタ中野303
債務者　佐藤　充哲
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
新潟地方裁判所民事部